

令和6年5月31日

第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更認可について

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定に基づき、内水面における第五種共同漁業権の免許を受けた者の定めた遊漁規則の変更を次のとおり認可したので、同条第7項の規定により公示します。

- 1 漁業権者の名称及び住所
天神川漁業協同組合
鳥取県倉吉市西倉吉町7番地12
- 2 漁業権の免許番号 内共第2号
- 3 認可に係る変更の内容 別添新旧対照表のとおり
- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和6年5月31日（ただし、第3条第1項の変更については、令和7年1月1日）

第五種共同漁業権遊漁規則新旧対照表

(下線部が変更箇所)

新 (改正後)	旧 (改正前)												
<p>(漁具・漁法等の制限)</p> <p>第3条 遊漁の方法は、さお釣り <u>(あゆを対象とするルアー及びリール付き竿を除く。以下同じ)</u>・手釣・たも網・やす・投網・川舟及び鶺川に限る。ただし、やまめ(さくらますを含む)・いわな・あまご(さつきますを含む)及びにじますを採捕する場合は、さお釣り・手釣及びたも網に限る。こいを採捕する場合は、さお釣り・手釣・たも網・投網に限る。</p>	<p>(漁具・漁法等の制限)</p> <p>第3条 遊漁の方法は、さお釣り・手釣・たも網・やす・投網・川舟及び鶺川に限る。ただし、やまめ(さくらますを含む)・いわな・あまご(さつきますを含む)及びにじますを採捕する場合は、さお釣り・手釣及びたも網に限る。こいを採捕する場合は、さお釣り・手釣・たも網・投網に限る。</p>												
<p>(フライ・ルアー専用区の設定)</p> <p>第4条 (略)</p>	<p>(フライ・ルアー専用区の設定)</p> <p>第4条 (略)</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="228 1149 544 1198">区域</th> <th data-bbox="544 1149 778 1198">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="228 1198 544 1482">小鴨川のうち倉吉市関金町今西地内の今西橋下流の讚岐井手頭首工から上流同町堀地内の堀橋上流の第2頭首工までの区域</td> <td data-bbox="544 1198 778 1482">3月1日から 9月30日まで</td> </tr> </tbody> </table>	区域	期間	小鴨川のうち倉吉市関金町今西地内の今西橋下流の讚岐井手頭首工から上流同町堀地内の堀橋上流の第2頭首工までの区域	3月1日から 9月30日まで	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="810 1149 1126 1198">区域</th> <th data-bbox="1126 1149 1361 1198">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="810 1198 1126 1482">小鴨川のうち倉吉市関金町今西地内の讚岐井手頭首工から上流同町堀地内の第2頭首工までの区域</td> <td data-bbox="1126 1198 1361 1482">3月1日から 9月30日まで</td> </tr> </tbody> </table>	区域	期間	小鴨川のうち倉吉市関金町今西地内の讚岐井手頭首工から上流同町堀地内の第2頭首工までの区域	3月1日から 9月30日まで				
区域	期間												
小鴨川のうち倉吉市関金町今西地内の今西橋下流の讚岐井手頭首工から上流同町堀地内の堀橋上流の第2頭首工までの区域	3月1日から 9月30日まで												
区域	期間												
小鴨川のうち倉吉市関金町今西地内の讚岐井手頭首工から上流同町堀地内の第2頭首工までの区域	3月1日から 9月30日まで												
<p>(さお釣り専用区の設定)</p> <p>第5条 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="228 1657 544 1706">区域</th> <th data-bbox="544 1657 778 1706">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="228 1706 544 1756">(略)</td> <td data-bbox="544 1706 778 1756"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="228 1756 544 1993">天神川のうち三朝町本泉地内の河戸橋下流端から上流三朝町湯谷地内の湯谷橋上流の大井手堰までの区域</td> <td data-bbox="544 1756 778 1993">6月1日から 8月15日まで</td> </tr> </tbody> </table>	区域	期間	(略)		天神川のうち三朝町本泉地内の河戸橋下流端から上流三朝町湯谷地内の湯谷橋上流の大井手堰までの区域	6月1日から 8月15日まで	<p>(さお釣り専用区の設定)</p> <p>第5条 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="810 1657 1126 1706">区域</th> <th data-bbox="1126 1657 1361 1706">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="810 1706 1126 1756">(略)</td> <td data-bbox="1126 1706 1361 1756"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1756 1126 1993">天神川のうち三朝町本泉地内の河戸橋下流端から上流三朝町牧地内の湯谷用水までの区域</td> <td data-bbox="1126 1756 1361 1993">6月1日から 8月15日まで</td> </tr> </tbody> </table>	区域	期間	(略)		天神川のうち三朝町本泉地内の河戸橋下流端から上流三朝町牧地内の湯谷用水までの区域	6月1日から 8月15日まで
区域	期間												
(略)													
天神川のうち三朝町本泉地内の河戸橋下流端から上流三朝町湯谷地内の湯谷橋上流の大井手堰までの区域	6月1日から 8月15日まで												
区域	期間												
(略)													
天神川のうち三朝町本泉地内の河戸橋下流端から上流三朝町牧地内の湯谷用水までの区域	6月1日から 8月15日まで												

(禁止区域等) 第7条 第2項に下記を加える。

ア漁法	イ禁止区域	ウ禁止期間
第3条第1項の 全漁具・漁法	天神川のうち倉吉市下田中地内の郡山えん堤 から下流の区域、小鴨川のうち倉吉市巖城地内 の三明寺橋より下流の区域	1月1日から 翌年1月31日まで

附則 この改正は認可のあった日から施行する。ただし、第3条第1項については令和7年1月1日から効力を有する。